

農業土木工事における週休２日促進工事（交替制）実施要領

1 目的

休日に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保できるよう各企業の施工体制等の実情を踏まえ、本要領により「週休２日促進工事（交替制）」として実施することで、建設現場における週休２日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 発注方式

受注者希望方式

工事着手前に受注者が「週休２日促進工事（交替制）」に取り組む旨を発注者に協議し、労働者の４週８休相当以上の休日取得に取り組む方式。

3 適用日

令和７年２月14日以降に入札の公告又は見積りの通知を行う、交替制による全ての工事に適用する。

4 概要

(1) 対象工事

以下の工事のうち、契約後に受発注者協議により、交代制に取り組むこととなった工事

- ・土日祝日等の休日に作業が必要となる工事
- ・トンネル工事等で昼夜を問わず24時間体制での作業が必要となる工事
- ・現場条件や供用までの制約がある等、現場閉所による週休２日取得が困難と認められる工事
- ・災害復旧工事等、現場閉所が困難な工事

(2) 補正方法

労働者が「４週８休相当以上」の休日取得を達成した場合は、設計変更により増額変更する。

(3) 特記仕様書

設計書に「週休２日促進工事（交替制）特記仕様書」を添付する。

5 対象外工事

発注者が「週休２日促進工事(交替制)」に適さないと判断した工事は対象外

とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則「週休2日促進工事」制度の対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないとは判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

なお、対象外工事として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日促進工事（交替制）」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断した場合に受注者希望方式の対象工事とすることができる。※

※ 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

6 「週休2日促進工事（交替制）」の実施内容

現場閉所することが困難な工事において、労働者が交替しながら完全週休2日※を取得することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日※の休日を確保できない場合は、振替休日により週休2日（4週8休相当以上）の休日を取得するものとする。

※ 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

7 補正対象

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費（公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工）、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価とする。

8 施設機械工事における取扱い

(1) 週休2日対象期間

現場作業のみを対象とする（工場製作のみの期間は含めない）。

(2) 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

	補正対象	補正対象外
施設機械設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費(現場管理費)	○直接製作費の労務費 ○間接製作費 ○間接工事費(共通仮設費、据付間接費) ○設計技術費
鋼橋製作架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費(現場管理費)	○直接製作費の労務費 ○間接製作費 ○間接工事費(共通仮設費)
電気通信設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費(現場管理費)	○間接工事費(共通仮設費、機器間接費)

9 実施の流れ

(1) 工事発注時

ア 発注者は「週休 2 日促進工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。

イ 設計書に「週休 2 日促進工事（交替制）特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

受注者は、契約後速やかに「週休 2 日促進工事（交替制）」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、交替制で労働者が週休 2 日の取得が確認できる計画工程表※（任意様式）を監督員へ提出する。

このとき、労働者が 4 週 8 休相当以上の休日を取得する計画とすること。

イ 受注者は、「週休 2 日促進工事（交替制）」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、労働者の休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、「週休 2 日促進工事（交替制）労働者の休日取得確認表」

(任意様式)を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
カ 発注者は、労働者の休日取得状況を以下により確認する。

【休日取得の確認方法】

受注者は「週休2日促進工事(交替制)労働者の休日取得確認表」(任意様式)を使用して確認することを施工計画書に明記し、工事着手前に監督員と協議する。

施工体制台帳に載っている元請及び下請の全ての労働者のうち、当該現場での勤務期間が連続7日間以上(休日を含む)の労働者を対象とする。

休日取得率(%) = 全対象者の「休日日数」 ÷ 全対象者の「勤務期間」

- ※1 「休日取得率は小数第2位を四捨五入する。
- ※2 「勤務期間」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間をいう。
- ※3 「休日日数」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として扱わない(施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反)。
- ※4 当該現場での連続7日間以上(休日を含む)の勤務期間が複数存在する労働者は、それぞれの期間で休日取得率を算出する。なお、連続7日間未満(休日含む)の期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※5 年末年始休暇や夏季休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では6日間、夏季休暇では3日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事事務等による不稼働期間
 - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

(4) 設計変更

発注者は、受注者が4週8休相当以上の休日取得率を達成した場合は、

次の表に基づき、補正係数を乗じる。

労働者の休日取得率が4週8休相当未満の場合は、補正を行わない。

【補正係数の一覧表】

休 日 取 得 率	4 週 8 休相当以上 (28.5%以上)
労 務 費	1 . 0 2
現 場 管 理 費 率	1 . 0 1
市 場 単 価 土木工事標準単価	別紙「市場単価・土木工事標準単価の 週休2日補正係数」による

(5) 竣工検査

ア 受注者は、9(3)-オで監督員に提出した「週休2日促進工事(交替制)労働者の休日取得確認表」(任意様式)を竣工書類に添付する。

イ 発注者は工事成績評定において、受注者から提出された休日取得実績表(任意様式)に基づき、加点対象となるか判断の上、以下のように加点を行う。

(ア)労働者が週休2日(4週8休相当)の休日を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

(イ)労働者が週休2日(4週8休相当)の休日を取得できていない場合は減点しない。

【工事成績の加点内容の一覧表】

創意工夫	社会性	合計加点
労働者の休日取得率が週休2日(4週8休相当)を達成		
(+3点) +1.2点	(+5点) +1.0点	+2.2点
評定者：一般監督員	評定者：検査職員	